

戸田市建設工事等における合冊入札実施要領

平成29年3月13日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市（以下「市長部局」という。）及び戸田市上下水道事業（以下「上下水道事業」という。）が発注する建設工事等において、合冊入札を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 合冊入札 複数の契約を同一の者と契約する場合において、当該複数の契約に係る入札を一つの案件として執行する入札
- (2) 建設工事等 建設工事の請負、物品購入、委託、貸借及びその他の契約
- (3) 主体契約 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、設計額が最も大きい主たる建設工事等
- (4) 関連契約 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、主体契約以外の従たる建設工事等
- (5) 合冊入札設計額 主体契約に係る設計額及び関連契約に係る設計額を合算した設計額
- (6) 合冊入札金額 主体契約に係る入札金額及び関連契約に係る入札金額を合算した入札金額
- (7) 合冊入札落札金額 落札者の合冊入札金額

(対象案件)

第3条 合冊入札の対象となる建設工事等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主体契約及び関連契約（以下「主体契約等」という。）を一つの建設工事等として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (2) 主体契約等を同一の者と契約することが必要であると判断される合理的な理由があること。

(実施の決定)

第4条 合冊入札の実施の決定については、戸田市公共調達審査委員会（戸田市公共調達審査委員会規則（平成20年規則第15号）第1条に規定する戸田市公共調達審査委員会をいう。）の審議、又は戸田市職務権限規程（平成13年訓令第1号）別表第1共通専決事項3財務に関する事項の部（6）業者指名・契約の項若しくは同規程別表第2固有専決事項管財入札課の項に規定する業者指名を専決する権限を有する者の専決によるもの

とする。

(入札公告等)

第5条 市長部局及び上下水道事業が所管する建設工事等を合冊入札により執行する場合の公告については、市長部局及び上下水道事業がそれぞれに行うものとする。ただし、当該入札を指名競争入札で行う場合の通知については、市長部局及び上下水道事業の長の連名で行うものとする。

2 前項の入札を埼玉県電子入札共同システムにより行う場合は、当該入札に係る事務を総務部管財入札課において処理する。

(設計額の算出等)

第6条 主体契約等に係る設計額の算出に当たっては、主体契約等に係る諸経費を調整した上で行うものとする。

2 合冊入札に係る予定価格、最低制限価格及び調査基準価格は、合冊入札設計額に基づき算出するものとする。

3 合冊入札に係る失格基準価格は、合冊入札金額に基づき算出するものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の選定に当たり、発注標準額及び業者選定の基準における設計額を適用するときは、合冊入札設計額を用いるものとする。

(入札書)

第7条 合冊入札に係る入札書は1枚とし、合冊入札金額を記載するものとする。ただし、合冊入札金額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額(以下「消費税等」という。)を含まないものとする。

(内訳書)

第8条 入札参加者は、入札にあたり主体契約等それぞれの入札金額を記載した合冊入札金額の内訳書を提出するものとする。

2 入札参加者が前項の内訳書を提出しない場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

(契約書)

第9条 合冊入札に係る契約書は、主体契約等それぞれに作成するものとする。

(契約金額の算出)

第10条 主体契約等の契約金額は、合冊入札落札金額を内訳書に記載された主体契約等それぞれの入札金額の割合に応じて按分した額に消費税等を加算した額とする。ただし、主体契約等いずれかの入札金額が、その設計額の110分の100に相当する金額を超えるときは、合冊入札落札金額を合冊入札設計額における主体契約等それぞれの設計額の割合(小数点以下4位を四捨五入し、小数点以下3位で位止めとする。)に応じて按分

した額（当該按分後の額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとし、算出した按分後の額を合算した額が、合冊入札落札金額に満たないときは、主体契約に係る端数を切り上げるものとする。この場合において、関連契約が複数あり、かつ、主体契約に係る端数の切り上げ後においても端数があるときは、関連契約のうち設計額が大きいものから順に、端数がなくなるまで切り上げるものとする。）に消費税等を加算した額とする。

2 前項の契約金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、算出した契約金額を合算した額が、合冊入札落札金額に消費税等を加算した額に満たない場合は、主体契約に係る端数を切り上げるものとする。この場合において、関連契約が複数あり、かつ、主体契約に係る端数の切り上げ後においても端数があるときは、関連契約のうち設計額が大きいものから順に、端数がなくなるまで切り上げるものとする。

（入札結果等の公表）

第11条 入札結果の公表に当たっては、合冊入札設計額、合冊入札金額及び合冊入札落札金額をもって行うものとする。

（調整及び協議）

第12条 主体契約等の担当課は、相互の連絡等を密にして、設計、施工等の調整及び協議を行い、建設工事等の円滑な実施を図るものとする。

（準用）

第13条 この要領による取扱いは、複数の契約を同一の者と契約する場合において、当該複数の契約に係る見積書を一つの案件として徴する随意契約について準用する。ただし、主体契約等いずれかに単価契約を含む場合は、第10条の規定を除く。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。